

2023年6月2日

新潟県知事
花角英世様

原発検証総括委員会についての公開質問状

中山均(新潟市議会議員)
近藤正道(弁護士)

■はじめに

原発検証総括委員会については、池内前委員長と知事・県側の意見が対立し、4月以降、総括委の委員全員が再任されず、総括委は事実上消滅しました。

池内氏の「当然柏崎刈羽原発についても検証の対象」との主張に対し、知事は「検証総括委は『福島原発事故に関する検証の総括』が目的なので、柏崎刈羽原発に関しての検証は対象外」「(総括委の任務は)各検証の相互に矛盾がないか等を確認すること(だけ)」だとしています。これらの根拠として、総括委の運営要綱や当時の米山前知事の発言を上げています。また、総括委の消滅を踏まえ、知事・県側は「県が代わって総括する」としています。

しかし、下記に示す通り、知事の認識・発言や対応は、問題や誤りがあります。

1. 「総括」は「福島原発事故」に限ったものではないことは明白

- ・ 県は、総括委運営要綱 1条(目的)の前半「福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という)の原因、原発事故による健康と生活への影響、安全な避難方法の3つの検証を総括し」の字面だけとりあげ、これを以って「福島原発事故の検証・総括」だと強弁している。
- ・ しかし、純粋に文法的・国語的解釈から見れば、「福島第一原子力発電所事故(以下『原発事故』という)の原因」のあと、「福島第一原子力発電所事故」を略した「原発事故の」を付記して「健康と生活」を示しているものの、「安全な避難方法」にはこの「原発事故」を付記しておらず、「福島原発事故」が「3つの検証を総括」全体を直接指してはいるかは、少なくとも文法上疑義がある。
- ・ また、文法上の疑義だけではなく、内容的に見ても、「避難方法」は県・県民が直面する柏崎刈羽原発の事故を想定した検証となっている。この一点だけでも、「3つの検証」が狭い意味での福島原発事故(だけ)に関するものとの前提は崩れている。また、実際に、この避難委の報告だけでなく、たとえば技術委の検証報告書も、すでに柏崎刈羽原発事故を想定した課題まで踏み込んで書き込まれている。福島原発事故にとどまらない課題も含めた検証を「総括」するのだから、それは福島原発事故の範囲を超えたものになることは論理的に明らか。
- ・ また、第一回の総括委においても、「柏崎刈羽原発問題」が重要な背景やポイントであることが前知事や委員から度々発言されている。
- ・ 「柏崎刈羽原発が総括委の検証の対象に含まれない」根拠として県が示している連合委員会での前知事の答弁についても、技術委で検討が続いていることを前提とした確認であり、その答弁の前後を見れば、たとえば総括委員長が柏崎刈羽原発の安全性について科学的に判断する旨

も発言しており、都合のいい部分の切り取りと言わざるを得ない。

- ・ また、第一回の総括委においても「柏崎刈羽原発問題」が重要な背景やポイントであることが、知事や出席委員から度々発言されている。
- ・ それにもかかわらず、ことさら「福島原発事故」検証と柏崎刈羽原発に関する検証とを相容れない対立概念のように言うこと自体、不適切。むしろ2つは関連し、密接不可分である。花角知事の論理には無理があり、「(池内委員長の)関心が柏崎刈羽に移っている」とする批判も的外れである。

2. 「総括」は「矛盾や齟齬が無いか確認」より幅広い概念であることが確認されている

- ・ 第一回の総括委において、各検証課題を横断する課題や情報共有・意思疎通を踏まえたフィードバック、重複課題の相互検討、各検証委だけでは議論できない問題など、幅広くかつ深く議論することが示され、大きな反論等も無く、全体で合意・確認されている。
- ・ これらの合意・確認は、第2回目の総括委でも否定されず、出席した花角知事からも第1回総括委の合意を否定する発言はない。
- ・ また、「矛盾の確認」の根拠として県が示す米山前知事の記者会見(H30.1.24)でのやり取りも、幅広い議論を前提にしたもので、しかも例示として柏崎刈羽原発の事故時の避難計画の妥当性の検証の文脈の中で述べた発言であり、県の意図とは逆に上記「1」の指摘を補強する結果となっている。。

3. 「県が代わって総括」は要綱に反している

- ・ そのような規定は運営要綱上どこにもなく、少なくとも制度・手続き的には根拠がない。
- ・ 県が要綱上の「総括」を行なうことは制度上不可能で、県の検証はどこに位置付けることもできない。
- ・ それを「代わって総括」などというのは、能力としてそれが可能かどうかという議論以前に、制度・手続きの観点だけで見ても要綱を逸脱し、不適切。

4. 知事・県の対応は県自ら示した検証体制にも反する

- ・ 各検証委の報告は総括委に報告されるスキームとなっているが、知事はこれらを見せず、各委員会の報告を総括委員長の頭越しに直接知事に提出させ、委員長には事後報告した。
- ・ また、当初示されたロードマップでは、各検証委の検討が適宜総括委に報告されるスキームとなっていたが、これも無視された。
- ・ また、県が示した検証体制図でも、柏崎刈羽原発の安全対策を検証する技術委の結果も「参考として」(それ自体、機能を意図的に矮小化するものと言えるが)総括委に情報提供されることを想定しているが、「参考」であれ、それを総括委が重要だと判断すれば総括検証に活かすのは当然である。総括委の検証を「福島原発事故」に限定することは、花角県政下で作成された検証体制図からも不可能である。

■質問

上記を踏まえた上で、以下の質問に回答をお願いします

1. 総括委の検証対象を「福島原発事故」に限ることは誤りであると考えますが、説得力ある説明を求めます。
2. また、総括は「齟齬や矛盾の確認」などという概念を超えた、より幅広く深いものを当初から想定していたものであり、そのためにも、総括委で何度か共有・フィードバックすることが想定されていました。しかし実際にはそれに反する認識が示され、対応も怠ってきました。これについても明確な説明を求めます。
3. 県の「総括」は総括委の運営要綱上に位置付けられないものと言えますが、この点をどう考えますか

以上、6月15日までに回答をお願いいたします。

連絡先

中山均 携帯:090-1541-4798 メール:nakayama14@gmail.com

※参考までに、上記に指摘した問題点を説明する資料(会見で使用)も添付します